

平成 26 年度登録水先人養成施設の外部評価の実施について

1. 概要

平成 25 年に取り纏められた水先レビュー懇談会（以下レビュー懇という）において、水先人養成施設の評価及び改善のあり方として、内部評価、外部評価、法令・通達に基づく国の指導が示された。それらの具体的手法は、内部評価については、登録水先人養成施設が同組織内の評価会議で自己点検・評価を行い、その結果を用いて自律的な改善を行うこととしている。外部評価については、毎事業年度終了後に当センターが登録水先人養成施設から内部評価結果を含めた水先人の養成状況について報告を受けた後、当センターに設置した各関係者や多様な分野の有識者等で構成する「水先人養成に関する総合事業検討委員会」において、その評価を行い、必要に応じ登録水先人養成施設に改善を要請することとしている。今般、実施した外部評価は、水先人養成施設に関するレビュー懇取り纏め内容を評価基準とし、それらに基づき登録水先人養成施設の客観的な評価を行い、必要に応じて改善を行うことを主目的としている。

2. 外部評価委員

外部評価委員は、当センターの水先人養成施設等支援規則第 4 条に基づき、水先人養成に関する総合事業検討委員会の構成委員のうち水先人養成施設の委員を除いた委員とした。

3. 実施要領

外部評価は総合事業検討委員会にて了承された「平成 26 年度登録水先人養成施設外部評価実施要領」に従い実施した。

（添付資料 1 「平成 26 年度登録水先人養成施設外部評価実施要領」 ご参照）

4. 外部評価実施結果

4.1. 全般

平成 26 年度の外部評価は、レビュー懇の結果に従い再構築された新養成課程への移行後、初の外部評価であった。水先人養成施設からは、登録水先人養成施設を海技大学校一校に絞って実施することになった新養成課程について、修業生が免許取得を目指す水先区に関りな

く互いに助け合い励まし合う場面をしばしば見かける環境は一枚に絞った効果と捉えることができ、さらに高質かつ標準的な技術者としての水先人の育成に大きく寄与するものと期待されるなどと報告があり、また、水先人養成施設における体制の再構築を行いながらの養成の中、初の二級進級課程の15人全員が国家試験に合格したことは改正水先法の下での水先人の確保育成において大きな一歩を印したことになり、再構築された水先人養成施設はその役割を十分果し機能している。

4.2. 登録水先人養成施設の改善

外部評価実施の結果、外部評価委員により3件の未達成項目及び7件の要経過観察項目が指摘された。(添付資料2「平成26年度登録水先人養成施設外部評価実施結果シート」ご参照) 要経過観察項目については、今回の外部評価は実施初年度であり、評価項目に対する実績等が少なく、判断材料が不足しているため、要経過観察と判断されたものである。未達成項目については、レビュー懇等で決定した事項に対する未達成項目であり、添付の通り登録水先人養成施設に改善を要請した。(添付資料3「外部評価実施結果に基づく改善について」ご参照)

4.3. 登録水先人養成施設からの改善提案への対応

登録水先人養成施設の内部評価報告を含む事業年度報告書により、水先人養成に関する6件の改善提案を受領した。本件への対応は、総合事業検討委員会の外部評価委員による審議の結果、添付の通り決定した。(添付資料4「登録水先人養成施設からの改善提案への対応について」ご参照)

4.4. 外部評価項目及び運用の改善

外部評価項目及び運用について、外部評価委員により評価項目に関する事項が4件、外部評価運用に関する事項が1件が改善すべき点として指摘された。指摘への対応を添付の通り取り纏め、当該改善内容は次年度の外部評価実施時から適用することとした。(添付資料5「外部評価項目及び運用の改善について」ご参照)

以上

<添付資料>

1. 平成26年度登録水先人養成施設外部評価実施要領
2. 平成26年度登録水先人養成施設外部評価実施結果シート
3. 外部評価実施結果に基づく改善について
4. 登録水先人養成施設からの改善提案への対応について
5. 外部評価項目及び運用の改善について
6. 水先レビュー懇談会における養成のあり方及び養成の評価・改善のあり方に関する資料